

被害者の思いを受け止めるということ

T・Y

「一審の判決は軽すぎます。控訴してください。」、東京高等検察庁に勤務していたときに、担当検事として被害者とそのご遺族にお会いした時のことでした。

多量に飲酒の上、普通乗用自動車を運転して対向車と衝突し、2人を死亡させ、2人に重篤な傷害を負わせるなどして、危険運転致死傷罪で処罰された運転者の車に同乗していた者に対する危険運転致死傷幫助の事案についての訴えだったのです。同事案につき検察庁として控訴して欲しいとの被害者とそのご遺族の強い思いには応えることができなかったことから、本件について到底納得していただくことなどできなかったと思いますが、面談の場でしっかりとお話を伺い、また説明をさせていただいたことで、検察官としては信頼をしていただくことはできたのではないかと思います。それから2年以上が経過して、私は検察官を退官していましたが、そのときのご遺族から、元検察官として被害者や被害者遺族と接してきて感じていることを交通犯罪の被害者遺族の前で話して欲しいとのご依頼があり、そのことがきっかけとなって、その後、微力ではありますが、被害者遺族の会のお手伝いをさせていただくようになりました。

そうした中で、被害者遺族の方や被害者の支援をしている弁護士の方から検察官の対応等について話をお聞きする機会が多々ありますが、事件の捜査に当たる警察官、捜査、公判にあたる検察官にとって重要なことは、被害者やそのご遺族の話をしっかりとお聞きし、思いを受け止めて、なす

べき捜査を遂げ、その結果についてきちんとした説明をすることだと強く感じています。

真実を知りたいとの思いは、被害者やご遺族も、警察官や検察官も同じだと思います。特に交通犯罪の場合には、被害者が発生直後の実況見分に立ち会うことができなかつたために、加害者の一方的な主張によって事件が作り上げられてしまうのではないかという思いから、被害者やそのご遺族にとって真実を知りたい、何故被害に遭わなければならなかつたのか、本当の事を知りたいという思いが強いのではないかと思います。しかし、残念なことに、検察官が被害者やそのご遺族の思いをしっかりと受け止めることなく事件を処理しようとしたために、後になってご遺族の訴えを受けて訴因変更をすることとなつたり、それすらできずに信頼を失う結果になってしまう事案があります。検察官は、証拠に基づいてしか判断することができず、推測によって事案を処理することはできませんので、被害者やそのご遺族の強い思いに応えることができない場合があることや捜査の途中では全てをお答えするわけにはいかないこともありますが、被害者やそのご遺族の疑問と要望を良くお聞きし、それに応えるべく、できる限りの捜査を遂げ、その結果を丁寧に説明するという姿勢があるならば、最終的に納得していただくことはできなくても、信頼はしていただけるのではないかと考えています。

その一方で、被害者やそのご遺族は、多くの解決したい疑問や、捜査、公判に対する要望を、できるだけ早い時期に検察官に伝えていただくことが必要だと思います。そして、その結果について説明を求めることには遠

慮する必要はないと思います。冒頭で取り上げた危険運転致死傷幫助の事案でも、被害者やそのご遺族が、捜査段階で検察官に強く働きかけ、それを受けて検察官もさまざま検討した結果、処理をしたと聞いています。事件のこの点について疑問がある、この点について説明をして欲しいということを検察官に伝えていただくこと、そして検察官との十分なコミュニケーションが大切だと思います。